



MTマイレージ

**「MTマイレージ・グループサービス」
利用規約**

2版 2004年1月1日

目 次

第1章 総則

定義	3
規約の適用範囲	3

第2章 利用資格

利用資格	3
担当責任者	4
正式登録	4

第3章 利用方法

マイレージポイント	4
ポイント登録方法	4
キャッシュバック申請方法	5
キャッシュバック方法	6

大日本スクリーン製造株式会社（以下、当社という）は、当社が運営する「MTマイレージ・グループサービス」の利用について、以下に本規約を定める。

第1章 総則

(定義)

第1条 「MTマイレージ・グループサービス」(以下、グループサービスという)とは、当社が運営するMTマイレージを基本とし、当社が定めるグループ会社の定義に該当する法人を傘下に有し、かつグループサービスの利用を希望する法人を対象にMTマイレージのサービスに追加して提供するサービスプログラムをいう。

(規約の適用範囲)

第2条 本規約は、MTマイレージ利用規約（以下、「原規約」という）の特約として定めるものであり、グループサービスの利用に関し、当社及び第2章に定める利用資格を具備するもの（以下、「グループマイレージ登録者」という）に対してのみ適用されるものとする。

2. 本規約に定めのない事項については、原規約の規定が準用されるものとする。このとき、原規約に定める「MTマイレージ」は「グループサービス」に、「マイレージ登録者」は「グループマイレージ登録者」とそれぞれ読替えて適用するものとする。

第2章 利用資格

(利用資格)

第3条 グループサービスの利用資格は、レディバードクラブ（以下、LBクラブという）の正会員が、当社の主催するMTマイレージ会（以下、本会という）への登録申請をする際、当社が定める「MTマイレージ・グループサービス登録申請用紙」（以下、「登録申請用紙」という）に必要な事項を記載の上事務局に提出し、当社による正式登録の結果、会員IDナンバーの交付を受けることにより取得することができる。

2. 前項に定める登録申請用紙において、本会への登録申請をするLBクラ

ブの正会員は、次項に定める条件に該当するグループ会社をグループマイレージ対象会社（以下、「グループ対象会社」という）として登録することができる。

3. 本規約におけるグループ会社とは、親会社が50%超の資本を保有している、又は親会社が実質的な経営権を掌握している日本国内に所在する会社のことをいう。

（担当責任者）

第4条 本会对しグループサービスの提供を希望するLBクラブの正会員が、登録申請を行う場合、当該正会員は自らの従業員の中から担当責任者を1名定め、登録申請用紙に明記しなければならない。担当責任者は、グループマイレージ登録者及びグループ対象会社のマイレージポイントの取得申請、キャッシュバック申請等の管理全般の責任を負うものとする。

（正式登録）

第5条 第3条第1項に定める正式登録とは、事務局が申請手続きを確認の上、グループマイレージ登録者データベースに入力が完了し、登録完了通知及び会員IDナンバーを当該正会員に交付することをいう。

第3章 利用方法

（マイレージポイント）

第6条 グループマイレージ登録者が取得できるマイレージポイント（以下、ポイントという）のポイント数、1ポイントあたりのキャッシュバック金額、有効期間は、原規約第5条の規定を準用する。

（ポイント登録方法）

第7条 事務局は、グループマイレージ登録者が対象商品を購入し、搬入が完了することによって、当該対象商品のポイントを新規ポイント（原規約第5条第3項に定める未確定ポイントに該当。以下同じ）として登録する。

2. ポイントの登録が完了後、事務局は専用ホームページの各グループマイレージ登録者専用サイトに、新規に登録したポイント数を加算した更新データを掲載する。

(キャッシュバック申請方法)

第8条 原規約第5条第3項に定める有効保有ポイントを保有するグループマイレージ登録者は、当社がキャッシュバック申請を可能と設定した対象商品（以下、本条においてはこれを対象商品という）を自社又はグループ対象会社が新規に購入し、かつ現実に自らの事業所内に設置した場合、担当責任者が所定の手続きに従いキャッシュバック申請を行うことにより、申請したポイント数に応じたキャッシュバックを当社より受けることができる。但し、以下の期間については、有効保有ポイントの集計及び確定作業を事務局が行うため、キャッシュバック申請の受付を行わない。

① 毎年1月1日～1月31日

② 毎年7月1日～7月31日

2. グループマイレージ登録者は、キャッシュバックの申請を行う場合、本会の専用ホームページの各グループマイレージ登録者専用サイトにて、キャッシュバック申請ページに掲載されるキャッシュバック申請書に、キャッシュバック申請の可能ポイント数の範囲におけるキャッシュバック希望ポイント数を入力の上プリントアウトし、押印の上、郵送、又は担当営業を通じて事務局へ送付する。
3. グループマイレージ登録者はキャッシュバックの対象商品の購入から1ヶ月以内にキャッシュバック申請を行うものとする。この有効期限を経過した場合、当該商談を根拠としたキャッシュバック申請は認められない。当該グループマイレージ登録者が新たにキャッシュバック申請を行うためには、新規取引に基づくキャッシュバック申請を新たに行わなければならない。
4. キャッシュバックを実施できる対象商品として、当社商品の保守サービスに関する業務（以下、サービス業務という）及び当社が企画する展示会視察ツアーを含むものとする。サービス業務については、事務局にて各グループマイレージ登録者のキャッシュバック可能ポイント数を累計（この場合、グループ対象会社に対して提供されたサービス業務も累計の対象とする）し、半年毎に各グループマイレージ登録者に通知するものとする。グループマイレージ登録者は、当該通知にて定めた期間内でキャッシュバック申請が行えるものとする。展示会視察ツアーによるキャッシュバック申請方法は、別途事務局より本サービス専用ホームページ等を通じて告知するものとする。

5. 前各項及び原規約第7条第2項乃至第5項及び同第7項乃至第8項に定める条件をすべて満たし、かつグループマイレージ登録者が適正なキャッシュバック申請の手続きを行った場合に限り、グループマイレージ登録者はキャッシュバックの権利を取得するものとする。当該条件を満たさない場合、又はキャッシュバック申請手続きに不備・不正がある場合は、グループマイレージ登録者が取得するポイントは何ら財産的価値を有するものではなく、グループマイレージ登録者及びグループ対象会社において当社に対するいかなる債権を発生するものではない

(キャッシュバック方法)

- 第9条 グループマイレージ登録者からのキャッシュバック申請があった場合、当社は事務局において申請内容と実際の取引内容との整合性を、原規約第6条第1項に定めるポイント取得時と同様の方法にて確認し、適正と判断される場合にのみ、キャッシュバック申請受理通知書を交付した上、キャッシュバックを行う。
2. 申請内容に誤り・不備等がある場合、事務局は当該申請を行ったグループマイレージ登録者に対し、遅滞なくその内容を通知し、再申請を依頼する。
 3. キャッシュバックは、第1項に定める審査によって適正とする判断が申請当月15日までに完了した場合は当月末日に、16日以降当月末日までに完了した場合は翌月末日にグループマイレージ登録者が指定する法人口座（個人口座は認められない）へ振込まれるものとする。
 4. 当社は、グループマイレージ登録者からのキャッシュバック申請において、本規約に違反する事実があると当社が判断する場合、キャッシュバックを拒否することができる。
 5. キャッシュバックされた金額をグループマイレージ登録者及びグループ対象会社との間でどのように取扱うかについては、当該グループマイレージ登録者及びグループ対象会社の問題であって、当社は一切関知しないものとする。

以上

MTマイレージ 事務局

〒602-8585 京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1番地の1
大日本スクリーン製造株式会社 メディアテクノロジーカンパニー内
Tel. 075-414-7610 Fax. 075-414-7608
【URL】 <http://mt-mileage.screen.co.jp>

2版 1刷

196-005 2004年 1月発行 0.2 3TM (R0-0)